

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

おやべで暮らそう！シティプロモーション事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

小矢部市

3 地域再生計画の区域

小矢部市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市では、昭和61年の37,055人をピークに年々、総人口が減少していることから、人口減少に歯止めをかけるべく、平成21年度に「小矢部市定住促進計画」を策定し、住宅取得助成や賃貸住宅家賃助成など各種定住促進助成制度を充実させるとともに、本市の優れた立地環境や住環境、そして充実した子育て支援策などの本市の魅力を発信するため、PR動画の作成や動画サイトへの掲載、CM放送や雑誌等での広告を行うなど、移住・定住の促進に向けて総合的に施策を展開してきた。これらの取組の結果、近年の社会動態の改善にわずかではあるがその効果が現れてきているものの、平成27年国勢調査では30,399人となっており、このまま推移すると近いうちに3万人を割る可能性が高く、大きな移住・定住の波を起こすには至っていない状況である。

本市の人口減少における構造的な課題として、年齢階級別の本市の若者の人口移動の状況をみると、男女ともに進学や就職等により、「10～14歳が15～19歳になるとき」と「15～19歳が20～24歳になるとき」の転出超過が顕著となっていることが挙げられる。

また、年齢3区分別人口割合の推移においては、平成22年国勢調査の生産年齢人口（15～64歳）割合59.2%に対し、平成27年国勢調査のそれは54.9%と減少し

ている。このことから、生産年齢人口（15～64歳）の減少が進行していることも、大きな課題のひとつである。

生産年齢人口の減少が将来にもたらす影響として、市内就業者の減少、所得の減少、地域経済規模の縮小などにより、市税収入の減少が予測され、併せて高齢化の進行による社会保障関連経費等の増大により、財政運営が一層厳しくなることが予測される。

さらに、本市では、2015年7月に日本海側初のアウトレットモールの進出を果たすとともに、その後も商業施設や企業が進出し、本市における有効求人倍率は、アウトレットモール開業前から全国平均を大きく上回る数値で推移し、2018年11月現在で3.12に達し19か月連続県内1位となり、人手不足と人材確保への対策は、本市の商業施設や企業における喫緊の課題となっている。

2015年度に策定した本市の地方版総合戦略「おやベルネサンス総合戦略」においても、こうした課題を整理し、「小矢部市人口ビジョン」に掲げた目標人口達成に向けた生産年齢人口の確保を目指し、アウトレットモール開業を活用した各種施策に取り組み、社会動態の増加等を目指しているところであるが、総合戦略に掲げた社会動態数等の目標値の達成は困難な状況となっている。

こうした課題の解決と状況の打開を果たすため、一つ目には、学生等に市内企業の情報を知ってもらうことや若年層のうちから自分たちのまちに愛着をもってもらえるよう市民（市内）向けシティプロモーションを展開し、若者の地域への関心を高めるとともに「ふるさと小矢部」への愛着心の高揚（シビックプライドの醸成）を図り、女性や若者の転出抑制やUターンの促進につなげること、二つ目には、市外の若い世代や子育て世代をターゲットとして本市の魅力を伝えられるよう、市外・県外へ効果的・効率的なシティプロモーションを展開し、本市への新たな人の流れの創出につなげること、これら二つを目指し、今一度、移住・定住の更なる促進に向けた戦略的なシティプロモーションのあり方を検討し、展開する必要性を感じているところである。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

高速道路網が交差するなどの本市の立地の優位性や特色ある企業、そして、子育てに適した自然環境や充実した子育て支援策など、本市の魅力を市内外の若い世代や子育て世代に効果的・効率的に伝え、本市の移住・定住促進助成制度などの関連施策を連携して展開することで、若い世代の「ふるさと小矢部」に対する愛着心を高揚させ、女性や若者の転出抑制やUターン促進につなげるとともに、市外・県外から本市への若い世代や子育て世代の新たな人の流れを創出することにより、生産年齢人口（15～64歳）の確保や増加を果たし、地域経済の維持・好循環につなげ、本市における地方創生と持続可能な自治体経営の実現を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目	2021年度 増加分 3年目
当事業（関連事業を含む）を通して移住した人数（人／年度）	64	5	10	15
社会動態数（人／年）	▲36	10	20	30
ふるさと通信登録者数（人／年度）	0	30	10	200
定住支援課相談窓口利用件数（件（延べ）／年度）	50	10	20	30

2022年度 増加分 4年目	2023年度 増加分 5年目	K P I 増加分の 累計
15	15	60
30	30	120
200	200	640
30	30	120

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

おやべで暮らそう！シティプロモーション事業

③ 事業の内容

今一度、市内外に向けた戦略的なシティプロモーションのあり方を探究するため、シティプロモーションに関する有識者を招聘しながら、市民とともに、戦略プランの策定に取組み、これに基づくシティプロモーションの展開を図る。

また、若い世代のUターンや子育て世代の移住を促進するため、地元の企業と学生をつなげる市内企業見学ツアーや、本市の暮らしをいつでも体験できるオーダーメイド型の家族向け体験ツアーなどを実施し、本市の魅力ある企業情報や生活環境を直接知っていただける機会を創出する。

さらに、移住セミナーや体験ツアー、市外へのシティプロモーションを通して、また、ふるさと納税等を契機として、本市を知っていただいた人たちに向けて、本市の魅力をSNS等を活用し、継続的にお知らせする「ふるさと通信」の発信を行うことで、移住・定住につながる関係人口の創出を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ふるさと納税を活用した寄附収入を確保しつつ、生産年齢人口の確保・増加により市税収入等の一般財源を確保しながら、事業を継続的に実施し

ようとするものである。

【官民協働】

官からは庁内関係課職員が、民からは関係団体代表市民や有識者が、それぞれ参画して事業推進主体を組織し、協働して意見や専門的アドバイスを出し合いながら、プラン策定に取り組む。

策定後は、推進組織として、それぞれの強みを活かしながら役割分担し、協働して検証と見直しを行いながら効果的かつ効率的に施策の展開を行う。

【地域間連携】

本事業の移住セミナーや体験ツアーの実施におけるPR等については、「とやま呉西圏域連携中枢都市圏（富山県呉西6市：高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市）」の「移住・定住トータルサポート事業」や県が主体となり構成する「暮らしたい国、富山」が実施する東京等での移住フェア等の場を活用し、連携してPRを行いながら、効果的かつ効率的に進める。

【政策間連携】

本市の各種施策のうち、本市の魅力などを広く伝えるために情報発信を行ってきた「小矢部市情報提供事業」を見直し、新たに「おやべで暮らそう！シティプロモーション事業」として、各種定住促進助成金の交付や移住ツアー等を実施する「定住促進対策事業」、富山県と連携して取り組む「移住支援事業・マッチング支援事業」、そして、ふるさと納税の促進に向けた「ふるさとおやべ応援事業」などの3つの事業と連携して実施し、有機的かつ効果的な施策の推進を図る。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

事業担当部署において事業毎に総合戦略事業の点検・評価を行い、これに対し、産学金労言等から広く意見をいただくことを目的として設置した外部組織「おやベルネサンス市民会議」において、それぞれの事業がKPI達成に有効であったかなどの視点で外部評価の意見をいただく。これを踏まえ、庁内組織「おやベルネサンス推進本部」において、設定したKPIの達成度により事業効果等の点検・評価を行う。これらの点検・評価結果を担当部局と共有し、見直しを行いながら、効果的・効率的な事業の推進を図る。

【外部組織の参画者】

【産】：小矢部市商工会代表者／J Aいなば代表者／小矢部市観光協会代表者、【学】：富山大学代表者／石動高校教諭／市PTA連合会代表者、【金】：(株)北陸銀行代表者／石動信用金庫代表者、【労】：連合富山小矢部地区協議会代表者、【言】：小矢部市記者クラブ代表者、【他】：小矢部市自治会連合会代表者／小矢部市女性団体連絡協議会代表者／小矢部青年会議所代表者／公募市民

【検証結果の公表の方法】

点検・評価結果は、議会による効果検証の意見をいただいた後に、速やかに市HPにおいて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 38,725千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 小矢部市定住促進対策事業

ア 事業概要

①転入世帯や新婚世帯等の本市での住宅取得費に対し、最大100万円を助成

②新婚世帯等が民間賃貸住宅に入居する場合の家賃に対し、最大月額1万円を助成

③40歳未満の転入者等が大学等に借り入れた奨学金の返還金に対し、最大月額2万円を助成

④転入者が既存住宅のリフォーム工事を行う場合に対し、最大10万円を助成

イ 事業実施主体

小矢部市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。